

両大戦間世界外交史

賠償問題・経済復興・軍備縮小

芦田均

書肆心水

本書について

芦田均には二〇一五年に岩波文庫に入った『第二次世界大戦外交史』を含め、「芦田外交史五巻」あるいは「最近世界外交史全五冊」などと称される一連の著書がある。そのそれぞれの初版は刊行順に次のとおりである。

- 1 『最近世界外交史 前篇 ビスマルクより世界大戦まで』 一九三四年（明治図書刊行）※芦田均訳編（フランドン・ブルヒ原著）
- 2 『最近世界外交史 中篇 世界大戦より戦後の欧洲まで』 一九三四年（明治図書刊行）
- 3 『最近世界外交史 後篇 米国参戦より聯盟脱退まで』 一九三四年（明治図書刊行）
- 4 『第二次世界大戦前史』 一九四二年（中央公論社刊行）
- 5 『第二次世界大戦外交史』 一九五九年（時事通信社刊行）

5の『第二次世界大戦外交史』は芦田均歿後ほどなく刊行され、それに続いて時事通信社から右記1～4の既刊著作も新たに校訂のうえ改版復刻された。先ず一九六〇年に『第二次世界大戦前史』が改版復刻され、その後一九六三年から一九六五年にかけて『最近世界外交史』三冊が改版復刻された。

本書『両大戦間世界外交史——賠償問題・経済復興・軍備縮小』は時事通信社版の『最近世界外交史〔2〕——第一次世界大戦から戦後の欧洲まで』の第三篇（四〇三ページから五九六ページまで）と『最近世界外交史〔3〕——合衆国の参戦から日本の聯盟脱退まで』の第一篇から第三篇（二ページから二〇八ページまで）を合わせた改版改題復刻である。付録として芦田均著『近代世界外交問題解説』（一九三二年、タイムス出版社刊行）の第一編、第二編、第三編（第一章から第三章まで）を「第一次世界大戦戦後処理概説」と題して巻末に収めた。『近代世界外交問題解説』の多く

の記述は、その二年後に刊行された『最近世界外交史』の中篇、後篇の素材となっている。）本書に掲載した諷刺画は『近代世界外交問題解説』に掲載されたものである。

なお、本書に先だって書肆心水が刊行した『第二次世界大戦への外交史 1 満洲事変とその前史 1919-1933』は右記 3 の時事通信社改版復刻『最近世界外交史「3」——合衆国の参戦から日本の聯盟脱退まで』の後半部分（二〇九ページから五七一ページまで）の改版改題復刻であり、『第二次世界大戦への外交史 2 ナチスの勃興から開戦まで 1933-1939』は右記 4 の時事通信社改版復刻『第二次世界大戦前史』の改題改版復刻である。（『第二次世界大戦前史』の時事通信社版では書き改められた章と増補された章がある。）

この書肆心水版においては全体に左記の表記調整をおこなった。

- 一、底本からの部分収録のため、「篇」の数字は起こしなおした。
- 一、ごく一部の送り仮名を現代的に調整した。（例 傷け↓傷つけ 著るしく↓著しく）
- 一、読み仮名ルビを補った。
- 一、本書刊行所による注記は「」で括った。
- 一、明らかな誤記誤植はそれと示すことなく修正した。（例 先縦↓先蹤）
- 一、底本では漢字は新字体が使用されており、まれに旧字体が混在しているが、これは新字体に変更した。
- 一、現代風に読点を補ったところがある。（「にさん」と読む「二三」など。）
- 一、底本では「満州」と表記されているが、これは（本書に先だって刊行した『第二次世界大戦への外交史 1・2』における処理同様）「満洲」におきかえた。
- 一、底本では「聯盟」と表記されているが、これは（本書に先だって刊行した『第二次世界大戦への外交史 1・2』における処理同様）「連盟」におきかえた。（伴って他の「聯」も「連」におきかえた。）
- 一、語の目立つ表記不統一は統一した。（例 瓦斯／ガス ボルシェヴィキ／ポリシェヴィキ／ボリシェビキ）

一、右に述べた再構成の事情により、『最近世界外交史』中の他の篇、章への参照を指示する文言は、本書（および『第二次世界大戦への外交史1』）における篇、章を参照する文言に変更したところがある。

付録部分については特に左記の表記調整をおこなった。

一、旧字体の漢字は新字体におきかえた。また、旧字体ではない一部の漢字を現代的な表記におきかえた。（例 廿↓二十）

一、仮名遣いは新仮名遣いに変更し、合略仮名は通常の仮名におきかえた。

一、送り仮名は現代的に加減した。ただし、本文（『最近世界外交史』からの部分）と異なる場合は、本文での表記に統一した。

一、現在一般的に漢字表記しないものを仮名表記におきかえた。それに伴って中黒点を付加したところがある。

一、片仮名語のうち主だった国名人名などの表記は現在一般に主流と言いうるものに変更した。ただし、本文（『最近世界外交史』からの部分）と異なる場合は、本文での表記に統一した。

一、踊り字（繰り返し記号）は「々」を除いて仮名におきかえた。二の字点は「々」におきかえた。

一、読点を付加したところ、読点を現代風に句点におきかえたところがある。

一、鍵括弧の使用は現在一般の慣例の通りにした。

一、その他、本文（『最近世界外交史』からの部分）と表記法が異なるもののうち目立つものは本文での表記に統一した。

目
次

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

第一篇 大戦後の欧州

第一章 賠償問題の紛糾

一	賠償問題の謎	28
	賠償問題と欧州政局	31
二	ドイツの賠償金決定	33
	賠償総額および分配率の決定	33
	ロンドン支払い計画の成立	34
	連合国の最後通牒	36
	武力制裁問題	39
三	ドイツの支払い猶予請求	41
	カンヌ会議	42
四	ポアンカレの賠償政策	43
	ドイツ財政の監督	43
	銀行家会議の召集	44
五	ルール占領事件	45
	パリ会議決裂	45
	フランス出兵す	46
	ルール占領とドイツ	48

第二章

ロシアおよび経済復興問題

62

一 ロシアと欧洲不安

62

露波戦争

63

ウランゲル政府承認

65

二 カンヌ会議

67

三 経済復興政策と英仏

69

ジェノア会議の失敗

71

四 ラッパロ条約と露独関係

74

五 ロシアとジェノア会議

78

六 ヘイグ専門家会議

82

会議の由来

82

討議の主題

83

会議決裂

86

第三章 ロカルノ条約 89

一 フランスの安全保障問題 89

英仏保障条約 89

フランスの同盟政策 90

小協商国およびポーランド 91

一九三三年の協約 92

二 歐洲安定の根本条件 94

平和議定書 95

安全保障の提案 96

三 ロカルノ条約の成立 98

第四章 不戦条約 103

一 不戦条約の提唱 103

二 不戦条約の成立 104

不戦条約の意義 106

自衛権の問題 107

不承認主義は制裁なりや 108

第五章 經濟不況とその対策の種々相 111

一	歐洲連合	111
	ブリアンの覚書	111
	歐洲連合と經濟振興策	113
二	独逸關稅同盟問題	114
	關稅同盟案	114
	独逸の断念	116
三	フーヴァーの支払い猶予提唱	118
	國際モラトリウム序曲	118
	ドイツの危機	120
	ドイツ政情の不安	121
	ドイツの金融恐慌	122
	フーヴァー提案の動因	123
四	ロンドン會議からローザンヌ會議へ	124
	ロンドン會議招請	124
	ロンドン會議の宣言および決議	125
五	イギリスの金融恐慌	127
	ポンドの没落	127
	金兌換の停止	128
	ポンド崩落の影響	130
六	ローザンヌ賠償會議	131
	開會当初の空氣	131

第六章 世界経済会議

139

ギブソンの爆弾	133
ドイツの大戦責任解除要求	134
ローザンヌ紳士協定	136

一 世界経済会議の招請

139

ローザンヌ会議の続篇

139

世界経済会議の議題

140

ワシントン予備会商

142

関税休日

144

日本の態度

145

二 会議の経過

146

通貨問題

147

通商制限問題

148

生産問題

150

三 会議の成果

151

根本的の利害相反す

151

英米仏等の態度

153

会議無期延期

158

第七章

一九三四年の欧洲

161

一 大勢瞥見

161

二	二つのヨーロッパ	162
	独仏伊の三つ巴	163
	イギリスの役割	165
	独伊の交情	166
二	四国協定の成立	166
	軍縮会議の行き詰まり	167
	プロシア精神の復興	167
	軍縮会議を救え	168
	ローマ会談	169
	デモクラシーの反撥	170
	小協商国の団結	172
	四国協定の調印	173
三	ドイツの軍縮会議および連盟脱退	176
四	懊悩するドイツ	178
	国民革命	178
	革命の直接原因	180
	ナチスと欧洲平和	182
	ドイツの孤立	184
五	フランスの悩み	186
	国防の不安全感	186
	フランスの社会不安	187
六	イタリアの外交	190

第二篇 アメリカ合衆国

第一章 モンロー主義および門戸開放主義

204

七 バルカンおよび中欧諸国 194
八 興亡の瀬戸際に立つイギリス 196

イギリスの優越力の背景 196
イギリスとアメリカ 198
イギリスとヨーロッパ大陸 200

一 アメリカ外交の基調 204
ワシントンの遺訓 204

ウィルソン以後の外交 206
ドル外交の原理は動かず 207

二 モンロー主義 209

モンロー主義の起原 209
モンロー主義の変遷 211

三 門戸開放主義 213

アメリカと太平洋 213
門戸開放主義の沿革 215

第二章 アメリカと世界大戦 220

一 アメリカの参戦 220

厳正中立の声明 220

ウイルソンと戦争 222

二 戦勝とアメリカ勢力の優越 225

三 アメリカと講和条約 226

アメリカの世論ウイルソンに背く 227

アメリカと独逸との講和 229

第三章 ワシントン会議 231

一 会議前記 231

極東問題の調整 231

イギリスの動向 232

アメリカ政府の提唱 233

日本の受諾 234

議題の試案 235

会議の成立 238

二 太平洋問題に関する四国条約 239

条約の内容 241

日本の本土を含むや 242

第四章

ハーディングからフーヴァーへ 250

三 ワシントン会議に対する批判 244

日本の世論 244

アメリカの不満 244

一 戦債問題の紛糾 250

戦債の意義 250

英仏両国の有する債権 252

アメリカの方針 253

イギリスのバルフォア覚書 254

アメリカとの戦債整理交渉 256

ヤング案以後の戦債交渉 259

二 日米移民問題の行き詰まり 263

過去を顧みる 263

「重大なる結果」 266

三 ヨーロッパ問題とアメリカ 266

不戦条約の提唱 267

フーヴァーの登場 269

支払い猶予の提唱 270

軍縮会議とアメリカ 271

ローザンヌ賠償会議 272

四 フーヴァー・ドクトリン 273

第五章

ローズヴェルト時代

276

一 ローズヴェルト登場

276

ローズヴェルト 276

銀行恐慌の救済 277

産業復興運動 279

内政と外交の矛盾 281

二 モンロー主義の修正とラテン・アメリカ 283

モンロー主義は自衛政策 283

汎米主義の適用 284

北米の帝国主義に対する反感 285

アメリカの譲歩 286

第七回汎米会議 289

汎米主義の修正 289

三 ローズヴェルトの外交政策 291

アメリカと国際連盟 291

軍縮に対する態度 293

ローズヴェルトと極東問題 294

第三篇 軍備縮小会議

第一章 ワシントン軍縮 300

会議前の形勢	300
ヒューズの爆弾	301
主力艦の制限	303
補助艦および潜水艦	306
太平洋の防備制限	307
陸軍軍備の制限	308
海軍軍縮に伴なう負担の軽減	309

第二章 ジュネーヴからロンドン条約まで 311

一 流産したジュネーヴ会議	311
二 ロンドン会議開かる	314
三 ロンドン条約の成立	319

第三章 国際連盟の主宰する軍縮会議 323

一 軍縮準備委員会	323
-----------	-----

第四篇 ソヴィエト・ロシアの外交

第一章 ソヴィエト外交の指導原理 340

- 世界革命から社会化政策へ 340
- 革命直後の外交 342
- 新経済政策時代の外交 345
- 五カ年計画時代の外交 346

第二章 ソヴィエトと欧洲諸国 348

- 二 軍縮準備委員会の事業 324
- 三 一般軍縮会議 326
 - 質的軍縮問題 327
- 四 フーヴァアの軍備三割減案 327
- 五 海軍軍備に関する日本の提案 329
- 六 日本の連盟脱退と軍縮 330
- 七 軍縮会議の行き詰まり 330
 - ドイツの軍備平等権の主張 331
 - イギリス案の提出とドイツ脱退 332

第三章

ソヴィエトと日本

3361

一 シベリア出兵

3361

ソヴィエトの東方政策

3361

シベリア出兵の動因

3362

出兵前の外交交渉

3363

閣議出兵に決定す

3363

国軍出動

3368

シベリア撤兵

3369

二 日露国交の恢復

3371

大連会議

3371

長春会議

3372

東京会議の経緯

3374

北京会議および条約の調印

3377

三 最近の日露関係

3379

イギリスのソヴィエト政府承認

3348

イギリス保守党と英ソ関係

3349

英ソ国交の再開

3350

独露の関係

3351

露仏関係の推移

3354

ロシアとポーランド

3356

ルーマニアとロシア

3357

第四章 ソヴィエト最近の外交 3388

チチェリンからリトヴィノフへ	3388
不侵略定義条約	3390
アメリカのソヴィエト承認	3392

付 録 第一次世界大戦戦後処理概説

第一編 世界戦争後の変革 3396

第一章 序 論	3396
第二章 ナショナリズム	3397
第三章 経済競争の激化と帝国主義	400
第四章 デモクラシーの隆替	401

第二編 国際連盟の成立及び成長 403

第一章 国際連盟の成立	403
第二章 連盟の組織及び機関	404
第三章 連盟の脱退	405

第三編 欧 洲 406

第一章 ヴェルサイユ平和条約	406
第二章 ドイツとの平和条約	408
第三章 大戦後の列強の地位	410

両大戦間世界外交史

賠償問題・
経済復興・
軍備縮小

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

第一篇

大戦後の
欧洲

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

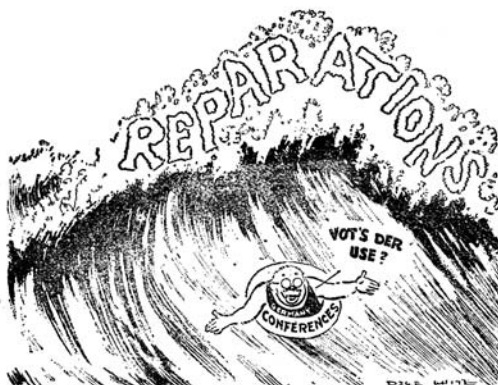
第一章 賠償問題の紛糾

一 賠償問題の謎

賠償問題は平和会議における唯一の難問題ではなかったとしても、条約実施後における最難関であるには相違ない。ヴェルサイユ条約は戦勝国が共同の利害を尊重すべしとは定めていないが、しかも連合国が共同の態度に出るであろうと予想し、賠償総額の決定はドイツの支払い能力如何によるべきことを指示して、権力と義務とを同時に戦勝国に賦与した。

賠償問題は財政問題であると同時に経済問題である。イギリスにとっては専ら経済問題であり、仏白両国にとっては主として財政問題であった。フランスは戦争に基づく過去の勘定書をこれによって支払おうとし、これが完済を受けなければその金櫃が空になる。イギリスはその歳計を支えるのに賠償金の受け入れを予想しないから、自由な政治経済上の考慮によってこれを研究し得るに反し、フランスは戦争の跡片づけに忙殺され、イギリスのように将来の計画に手を染める^{いそ}暇がないという実状にあった。

一九二〇年一月対独条約は実施され、連合国政治家は条約の完全な履行を期待したけれども（一九二〇年一月二十二日ミルラン内閣の声明―三月二十五日ロイド・ジョージの演説―三月二十七日フランス下院の決議―四月二十六日サン・レモ最高会議の声明―六月二十二日ブローニー最高会議がドイツに交付した覚書、その他）、その履行の督促は極めて緩慢に行なわれたに過ぎない。公平に言えば条約第八篇賠償の規定が過重であることは何びとも異論がない。しかし



ドイツはいつ助かる？

一箇の救命具（賠償会議）に身を託して、大海の波浪（賠償問題）にもまれていたこの男（ドイツ）。果たして何時救い上げられることやら。（英国、グラスゴー、デイリー・レコード紙より）

暫く立法論、政治論を別としてこれを論ずると、二四八条に定めるドイツの全財産に対する抵当権、ドイツ歳入に対する優先権（付属書第二の十二）、二六〇条に定める諸外国におけるドイツ人財産の清算、その他ドイツが条約上に負っている各般の義務に対し、連合国は当初から協同の態度に出ることができず、会議に会議を重ねてなおかつ遅々として実行を見ない状況にあった。

ドイツはまたヴェルサイユ条約調印の当時から、賠償の規定はドイツの支払い能力を顧慮しない過大の義務を強いるものであるとし、支払い不能と称してその負担を免れようと努めた。これに対しイギリスの世論は、武力に訴えてまで条約の履行を迫ることを好まない。賠償条項の履行そのものが経済上の原則に反し、経済上の原則を無視した行為は帰するところ世界の福祉に害があると主張した。

賠償問題についてことに各国の意見が衝突したのは、単に列強が本質的の利害を異にするためのみでなく、一に本問題が終始利害関係国の会議によって決せられ、自由行動の余地が全くないからであった。ドイツの支払い額を決定し、その分配率を定め、その支払い期日を定める等のことは徹頭徹尾連合国共同の事業である。すなわち条約の構成そのものにおいてすでに異見を生ずべき性質を有していたのである。

講和成立以来四、五カ年の間に賠償問題がいかに欧州の政局を不安ならしめ、国際経済に波動を与えたかを示すため、左に条約実施以後一九二四年末に至る賠償関係の重要事項日誌を掲げる。⁽¹⁾

一九二〇年

四月十九日―二十六日 サン・レモ会議

五月十五日および六月十九日 ハイス会談

六月二十日 ブローニュ会議

七月二日―三日 ブリュッセル会議

同五日―十六日 スパ―会議

十二月十六日―二十二日 ブリュッセル会議

一九二一年

一月二十四日―二十九日 パリ会議（パリ決議成立）

三月一日―七日 第一回ロンドン会議

同三日 第一回ロンドン最後通牒

同八日 フランス軍のルール三都市占領

四月二十九日―五月五日 第二回ロンドン会議

五月十一日 ロンドン賠償支払計画書なる。ドイツ受諾

十月六日 ウィースバーデン協定調印

一九二二年

一月六日 カンヌ最高会議

四月四日 外債委員会設置

四月十日―五月十九日 ジェノアの世界経済復興会議

六月十日 外債委員会の報告書提出

八月七日―十四日 ロンドン最高会議

十月十六日 マルク安定の国際専門委員会を組織

十一月二日―八日 右委員会会議

一九二三年

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

一月二日―四日 パリ会議

同十一日 仏白軍のルール侵入

同十三日 ドイツの消極的抵抗開始

九月二十六日 消極的抵抗廃止

十一月二十三日 ミクム (Micum) 協約成立

十二月二十七日 ドーズおよびマッケナ両専門委員会任命

一九二四年

四月九日 ドーズ報告書提出

七月十六日―八月三十日 ロンドン賠償会議

八月三十日 ドーズ賠償案の成立

九月一日 ドーズ案実施

賠償問題と欧州政局

賠償問題は財政、経済の領域を離れて、間もなくヨーロッパにおける最も大なる政治問題と化してきた、この間の経緯は現世紀におけるヨーロッパ諸国の利害がいかに錯綜しているかを示すものであり、同時に現代の国際生活がいかに世界の経済的連帯の絆によって結び付けられているかを証拠立てるものである。戦争の結果三千億フランの国債を負い、千億フランの復旧費を要するフランスにとっては、ドイツの賠償金は財政的に見て重要な財源の一つであるのみならず、同時にドイツが戦争の責任を痛感してフランスに支払う贖罪金である。故にこれを支払うと否とは直ちに将来の平和に對するドイツ人の誠意如何を表徴するものと考えた。これに反しイギリスの世論は戦後の経済悲況の原因をもって世界的不況に基づくものとし、次の如き結論に到達した。

ヨーロッパ大陸の安定を欠くのは、平和条約の規定のうちに経済的原則を無視した多くの条項が存在するためである。

中にも賠償支払いのためにドイツに過重の義務を負わせ、ヨーロッパ諸国の産業倉庫であるドイツの経済市場を全然攪乱したことがその大原因である。故にイギリスの産業振興にはヨーロッパの復興を先決問題とし、ヨーロッパの復興には賠償の軽減を必要とする。この意味において平和条約に定めた莫大な賠償債務はヨーロッパの復興、世界の安定に対する癌腫であると。これはケインズ教授等によって代表された思想である。

賠償問題に対するイギリスとフランスとの意見の相違は、平和会議後間もなく表面に現われてきたが、一九二一年末ドイツが僅かに十四億マルクを支払ったばかりで賠償の支払い猶予を求め、連合国がその善後策を討議するに至って意見の扞格はますます甚だしくなった。ロイド・ジョージはこの難境に立つてついに解決を得ずに倒れた政治家の一人であった。彼の政界における言動については毀誉相半ばしているとはいふものの、戦後の国際政局を双肩に担って、妥協互譲の政策により世界安定のために奮闘した努力はこれを多としなければならぬ。不幸にして政治家の努力と熱心とのみをもってしては、国家の基本的利害の衝突は如何ともすることができなかった。

戦後のフランスが最も熱望していた問題は国境の安全保障とドイツの賠償支払いとである。この賠償支払いを受けずして、フランスは全く財政整理の見込みが立たない状況にあった。

しかしイギリスにとっては自国の産業不振はより大なる危険であった。ドイツが財政的に破綻し政治的混乱に陥ることとは、賠償の不払いよりもっと重大なる危険であった。フランスがドイツを圧迫すればするほど、イギリスはフランスの軍国主義を攻撃した。英仏の政治家は再三会議して賠償問題の善後策を議した。ブローリーニ、チエツカーズ、カンス、ロンドン、パリと幾度か会議を重ねて、その度ごとにフランスは譲歩した形である。フランス人はロイド・ジョージの巧言に乗せられて、歩一步その地位を失ったように感じた。ロイド・ジョージの名が全フランスから呪われたのはこの理由による。ブリアン内閣の倒れたのもいわばイギリスとの妥協に苦勞したブリアンをイギリス党なりとして葬らんとするのであって、いわばロイド・ジョージに対する面当てであった。

一九二二年のはじめにポアンカレーがブリアンに代わって内閣に立つてからは形勢は全く一変した。ポアンカレーはイギリスとの協商を度外に置いて大陸に同盟を求め、ベルギー、チェコスロヴァキア、ポーランドを同盟に引き入れた

ばかりでなく、賠償問題においてもフランスの強力をもつてこれを解決する決心をした。英仏間の争いはこの時代に入つて頂点に達した。

ロイド・ジョージは乱世の雄である。群集を率いることを知り、機を制する術を知り、大勢に乗ずる機略と胆力をもつていた。彼は英仏の協調を維持し、フランスには安全の保障を与え、ドイツには賠償の軽減によつて安息を与え、ロシアをヨーロッパ協調のうちへ引き出そうと努力した。しかし彼の志は達成されないうちに、中途にして一九二二年の秋、外交問題のために倒れた。

これに代つた保守党内閣は依然としてポアンカレの強硬政策を引き止めることができなかった。ドイツに対して少時休養の時間を与え、賠償金額をドイツの支払い能力に適合するように改訂しようとするのはイギリスの主張である。これに対してフランスの政治家は、ドイツは故意に賠償の支払いを怠る悪意の債務者であるから、支払いの担保を差し押えて支払いを強制し、自国の破産を免れる必要があると主張した。この主張に出発して一九二三年一月、仏白両国は単独行動をとつてルール地方を占領した。以下項を更めて詳説するであらう。

二 ドイツの賠償金決定

賠償総額および分配率の決定

一九二〇年一月十日対独平和条約実施の後、連合国は条約実施に関する細目を議定するため最高会議をロンドンに開いた。本会議では賠償問題につき公然の討議はなかったけれども、ロイド・ジョージはその起草した経済綱要を提議してヨーロッパ経済界の危機に瀕していることを述べ、ヨーロッパが今なお戦争心理から脱せず、膨大な軍備を維持するのはヨーロッパを破綻に導くものであると警告した。いわゆる「経済に関する覚書」の草案を提出して、速かに賠償委員会をして対独賠償額を決定させ、ドイツの外債を発行してこれを連合国に配分させることを主張したのである。

これに対してフランス全権はフランス荒廢地の復旧が賠償の要目であることを主張し、その草案第六、七条に修正を

加え、二月九日の最終確定案において、(一) フランス北部地方の特殊の地位を認め、(二) ドイツに対する貸付けを予想し、(三) ドイツをしてその賠償支払いの最高額を申し出させるため、一定期間の猶予を与えることを決定した。ロイド・ジョージの提案に対してフランスはこれに反対したが、英日伊三国全権はこれに賛同し、ことにイタリア首相ニッチは熱心にロイド・ジョージの復興政策を支持した。

同年四月サン・レモ最高会議を機会として賠償問題に関し英仏伊三国首相の内協議あり、ロイド・ジョージおよびニッチはおのおの内政上の必要に制せられて、一日も速かにドイツの賠償総額を決定する必要を説き、近くドイツの代表者を招請してその支払い能力を聴取すべきことを提議した。フランス首相は急速に財源を見出す必要に迫られており、また連合国多数の意見に鑑みて、賠償問題に譲歩してもドイツ武装解除問題にその主張貫徹せんことを試み、英仏ともに来るべきスパー会議に望みを繋いでサン・レモ会議を終わった。

一九一九年四月パリ会議の際、対独賠償の分配率は早く英米仏等の間に討議され、イギリス側はフランス五割、イギリス三割、その他の諸国二割の案を提出した。これに対しフランス代表ルーシュールは、フランスがつとに要求した荒地復興費の優先権が否認された今日、フランスの配分率は五八%を下ることを得ないと信ずるが、最後の譲歩案としてフランス五〇%、イギリス二五%に同意するといひ、アメリカ委員は折衷案としてフランス五〇%、イギリス二八%を提議したが、議論はついに纏まらないで終わった。

越えて一九一九年十二月十六日ロンドンにおける英仏両首相間の会談により、ドイツ賠償金は両国間に五と十一との比例で分配されることに妥協ができ、更に一九二〇年五月十六日のハイス会議でフランスは五五%、イギリスは二五%を受け取ることに定められたが、同年七月ブリュッセル会議で他の諸国の要求が莫大になったので、フランス五二%、イギリス二二%とすることに決定された。このブリュッセル案は後にスパー協定として連合国間に調印された賠償分配に関する約束の原案である。

ロンドン支払い計画の成立

一九二一年二月ブリアン内閣の成立とともに、賠償問題はフランス議會ではじめて正面からその解決案を考察される機運に際会した。フランス下院はレイグ内閣を葬むるとともに政府に強硬政策を要求し、その予算案においては賠償収入を計算に加えて背水の陣を布いた。バルテルミー教授その他多数議員は、ドイツが支払い能力を欠くとしてもこれによつて何等の権利をもドイツに与えるものではない、単に破産状態を発生させるに止まる。私法の原則に従えば破産者は自己の財産を自由に処分する権利を失い、その財産は債権者の管理に帰し、債権者は管理財産を清算する。故に連合国はドイツの破産に伴い新たな保証を求める権利がある。換言すればドイツの富を利用するの権利を生ずると。この理論はフランス政府が平和成立以来、ドイツ經濟の破綻まで主張した意見であつた。

これに反しイギリス側はフランスの主張する如く、事実支払い能力のない債務者に強制執行を行なうのは経費を要するに止まるから、むしろ債務者の生業を保護して逐次に支払わせる方が優つてゐる。これを平和条約の解釈からみても、武力占領の如き手段をもつて制裁を加えることの当否は疑いの余地があるというのである。かくの如き主張の対立は必然最高會議に波瀾を生ぜずには措かない。しかし常に国内の世論に細心の注意を払う英仏の政治家は、まずその民衆の満足のために一応自説を固持しておもむろに譲歩妥協の余地を考察するを慣例とした。一月にパリに集まつた最高會議もまたその例に漏れず、一月二十九日のパリ決定は賠償の確定年金総額を四十二年賦二千二百六十億金マルクとし、更にドイツの輸出貨物に対し一割二分の付加税を徴収して賠償に充てることとした。

一月の最高會議の結果はこれによつて賠償問題を感情論の形式から計数の問題とし、更にその支払いの問題に進み得た点で進歩を示したけれども、ルーシュール自身の声明によるも荒廢地の復旧および年金の支払いは前記の賠償金よりも遙かに多額を要し、政府は約二百五十億金マルクを他の財源からこれに振り当てることを要する状態にあるというのであつた。

ブリュッセル會議によりやや有利な解決の曙光を認めたと思惟したドイツは、一月のパリ會議の報道を得て驚愕した。もつともロイド・ジョージは一月二十九日の決定をもつて一つの提案であると考え、これを基礎としてドイツと討議することを拒んではならぬといひ、これに反してフランスはこれをもつてドイツに強要すべき決定案であるとした。そし

て来るべきロンドン会議にはドイツ外相シモンズも招請されているので、フランス側はロンドン会議が再び一月二十九日の決定を改刪することなきやを懸念し、世論はパリ決定によりすでに賠償総額を定めた以上、ドイツはこれを容れるのほかなしと主張した。しかるにロイド・ジョージは二月十八日下院において、「ロンドン会議席上、予はドイツをしてその支払い得る最後の一銭を支払わせることに努めるであらう。しかし賢明な専門家のみで到底実行し得ないような提案をなすことはないであらう」と述べた。同時にイギリスの著名な経済学者はケインズ教授を筆頭としてパリ会議の決定に反対し、自由派の新聞オプザーヴァー、デイリー・ニューズの如きはさきに自ら主張した賠償総額を決定することとまで反対し、アスキスは「もし一月二十九日の協定が実行されるときは、イギリス市場はドイツ製品の侵略を受け、近く保護主義を採用するのやむなきに至るべし」といった。フランスの世論はブリアンがこの上譲歩をしないよう、同時にイギリスとの協商を破らないよう希望した。かくして会議は開会以前すでに英仏の見解に一致のないことを知らしめた。

四月三十日ロンドン会議の開催とともにドイツ外相は全然そのタクチックを誤り、ほとんど一九一四年の八月およびサン・レモ会議におけると同様の誤りを繰り返した。そしてこれがために連合国をして協同一致の態度に出るよう結束させた。すなわちシモンズは在ロンドン、ドイツ大使の誤った觀察に左右され、同時にイギリス新聞記者の言に誤られ、ロンドン到着と同時に、ベルリンで作成してきた賠償対案を改刪し、一層ドイツ側に有利な三百億マルク（七十二カ年賦）という数字を提出した。この新提案に対してはフランスはもとよりイギリス首相もこれに反対し、強い辞句をもつて連合側が到底これを承認し得ないことを力説した（三月一日の会議）。当時の状況を語るものは、ロイド・ジョージがかように強硬を装うのは第一にはフランスとの協商維持のため、第二には従来行き懸り上自己の体面を保持する必要がある、第三には保守党およびドミニオンの議論を顧慮したのであって、もしその立場が自由であったならば、もちろんドイツの提案を容れることに吝かでなかったであらうと推測した。

連合国の最後通牒

ドイツの対案を聴取した後、最高会議は四日間会議を休会してドイツに反省を求め、フランスはドイツを威脅するためライン右岸の石炭集散地点を占領し、ライン左岸に特別関税地帯を設けて、これをドイツ帝国の関税区域から分離した。また連合国はもしドイツが条約の規定に従い五月一日までに支払うべき百二十億マルクを引き渡さないときは、直ちにルール河谷地方を占領すべきことを声明した。これがロンドンの最後通牒と称せられるものである。

ドイツはアメリカに仲裁を求めたが、アメリカ政府は英仏等が仲裁に同意しない限り調停をなすの意なく、かくフランス側の内意がアメリカの仲介を喜ばないことを知り、その申し込みを拒絶すると同時に、ドイツに対しては直接連合国に対し適當の提案をなすべきことを慫慂した。四月二十五日ドイツは第二次の提案として基金五百億マルク（利子を計上するときは約二千億マルクとなり、連合国の案に比し約二百六十億マルク少なく、その他課税一割二分を廃止する）の案を提出し、ロード・ダバーノンを仲介としてしきりに妥協を求め、上部シレジア問題がドイツに有利に解決される条件のもとに、ブリュッセル専門会議の定めたセドゥー・セドン案に近い条件を承諾する意向を示した。最高会議はドイツの回答を不満足として却下し、五月五日賠償支払い計画をドイツ委員に交付して、もし五月十二日までにこれを承諾しない場合には、連合国は直ちに制裁手段としてライン右岸のルール地方を占領し、ドイツの輸出品に五割の課税をなすべき旨を声明した。ドイツは賠償支払いの見込みをもっていなかったが、もしこれを拒絶するとすれば五月十二日には連合軍のルール侵入となり、この後国内にいかなる事態が発生するやほとんど予想し難きものがあつた。それはまさに講和条約調印に関するワイマール会議以来のドイツ国家の危機であつた。かくてついに五月十日、シモンスを外相とするフェーレンバッハ内閣は倒れた。そしてラーテナウを外相とするウィルト内閣がこれに代わり、二二〇票対一七七票すなわち四三票の多数で、五月十一日ついにドイツはこの提案を承諾するに至つたのである。

ロンドン支払い計画の詳細を述べることは本書の目的外であるから、ここには単にその大綱のみを掲げる。

ロンドン賠償支払い計画の概要

(一) 賠償金総額を千三百二十億金マルクに確定する。ただし賠償のためにすでに支払われた金額と割譲地域の国有財産にしてドイツの貸方に記入された金額と、その他の引き渡し物の金額とはこれを差し引く。ただし連合国に対

するベルギーの負債はこれを加算する。

(二) 支払いの方法としてはこれを次の三種の債券に分かつ。

A 債券。百二十億金マルクの A 債券を一九二二年七月二日までに交付し、これに対して五分の利子と一分の減債基金とを支払う。

B 債券。三百八十億金マルクの B 債券を一九二一年十一月一日までに交付し、A 債券と同じく五分の利子と一分の減債基金とを支払う。

C 債券。八百二十億金マルクの C 債券を、B 債券と同日までに無利札にて賠償委員会に交付する。ただし本債券は賠償委員会において、ドイツが本案に従って負担する支払い金額が本債券の利子および減債基金の支払いに供するに十分なりと認め得るに至って、賠償委員会が発行するものである。

(三) ドイツは右の全債券を償還するに至るまで、(a) 毎年二十億金マルクの支払いと、(b) 一九二一年五月一日以降ドイツの輸出額の二割五分に相当する金額、もしくは双方同意のもとに確定した指数に基づく同等の金額を支払う義務を負う。支払い期は年四回とし、(a) の支払いは一月、四月、七月、十月の各十五日に、(b) の支払いは二月、五月、八月、十一月の各十五日とする。

(四) ただしドイツは特別規定によつて、最初の六カ月に対する確定支払いとして、一九二一年五月三十一日まで

に十億金マルクを金貨または外国手形もしくは三カ月後払いのドイツ大蔵省証券をもつて支払うことを要する。

(五) 本協定の実行とドイツ国内の財政を監督するために、賠償委員会は保障委員会 Committee of Guarantees と称する小委員会を設置し、左の如き支払いの担保によつて収入を挙げしめる。ただしドイツ財政の監督に当たっては、ドイツ国内行政に干渉することを得ない。

(A) ドイツのすべての海陸輸出入税収入。

(B) ドイツ国総輸出額の二割五分の徴収金収入（ただしイギリスの賠償回収法等の如き法律により二割五分を下らざる徴収金を課せられる輸出品を含まない）。

(C) 直接税もしくは間接税収入、または保障委員会とドイツ政府との合意によるその他の資金よりの収入。

(六) 連合国のいずれかが戦争荒廃地の復旧のため、もしくは産業の回復および経済生活の増進を計るために材料と労働とを要求する場合には、ドイツはこれを提供するの義務を負う。ただし右の材料および労働の価値は、双方から評価委員を選出してこれを判定せしめる。

前記賠償総額の決定は表面上賠償委員会の決定であるかのように装ったけれども、事実においては最高会議の意見が一致するや直ちに賠償委員をロンドンに呼び寄せ、同委員に成案を承認せしめたに過ぎない。右の数字は架空のものであって、法理上または事実上の正確な根拠のあるものではない。平和条約第二十三条はドイツが宣戦の事実により連合側に蒙らしめた全損害に対し責任を負うべき旨を、主義として定めた。従って連合側の戦費もこれを包含すべきは明らかであるが、第二三二条はドイツの資源が前記の損害を賠償するに不十分であることを認め、単に市民の蒙った損害と年金の支払いに相当する金額に止むべきことを明記している。この金額は一九二一年五月一日までに賠償委員会の決定すべきものであった。五月一日賠償委員会が損害総額を決定した際には、ドイツの支払い能力については何等決定しないで、単に損害の総額のみを計上した。しかも賠償額の分配は連合国の損害と没交渉に、最も早く英仏両国の間に協定されたのをみて、前記千三百二十億マルクは全然便宜の数字であることが明らかである。

武力制裁問題

賠償条項の不履行に対する制裁問題はブローニュー会議ではじめて討議され、ドイツが支払いを怠る場合には税関の差押えおよびドイツ商品に対する輸入税の増徴をなすこととし、もしドイツがこれ等の経済的制裁の実行を拒絶すれば、連合国は武力による制裁を実行すべき旨を約した。スパー会議は制裁問題に関し更に一步を進めたもので、一九二〇年十一月十五日までにドイツが六百万トンの石炭を引き渡さない場合には、連合国はルールその他のドイツ領土の一部を占領すべき旨の決定をなし、これをドイツに通告したのはフランスの払った高価な犠牲の代償であるが、同時に制裁論ではイギリス側の譲歩であることは疑いない。

ロイド・ジョージは終始武力制裁の考案に反対して来たのであるが、折衷妥協をもって協調の要諦とした彼は、制裁の主義に同意した場合でも極力これが実行を避けることに努めた。彼はスパーにおいてシモンズに対し下の如くいった。「予はこの種の干渉を少しも希望するものではない。制裁に加入することは名誉の命ずるところであるから、予はこれを承諾したのであるけれども、他日これが実現しないことを希っている」と。

一九二一年初頭ブリアン内閣の成立とともに、フランスの対独高圧政策は多少緩和されたような観があった。ブリアンは前内閣以来の制裁政策に拘束されず、また併合政策に反対する意向を表示したけれども、しかもなおロンドン会議の当初から制裁手段を広く各般の不履行に適用することを提議した。

イギリスがフランスの制裁論に刺激される最大の理由は、フランスの一部にライン左岸占領の欲望あるを知るからである。一九一七年の露仏秘密協定は明らかにライン左岸をフランスに併合することを承認した。イギリス政府が戦時中すでにバルフォアの口を通してこの政策に反対したのは、ライン左岸をフランスに併合することは大陸の均衡を破る虞れがあるからである。すなわちイギリスは第一に武力制裁の適法性を疑い、實際論としてはその効果の空しからんことを憂い、更に自己の貿易政策上大陸の安定、通商の復旧に害あることを惧れるのである。大戦後のヨーロッパにおいて武力ではフランスに及ぶ国はない。イギリスは協商の覇者であるから、フランスの行動を掣肘することを努めてはいるが、一度制裁の適法性を認めフランスに自由行動を許すときは、イギリスの力をもつてしてもフランスを制することは容易な仕事ではない。

一九二一年四月二十三日、ハイス会議で制裁問題は英仏両国間の最も困難な問題となった。ブリアンは議会の希望に従い高圧政策をとるべきことを高言し、もしドイツが支払い期限たる五月一日に至りその義務を履行しなければ、フランス軍の出動は避くべからずといった。しかるにイギリスにおいてはその経済不況の結果、高圧政策を排する声ますます高く、ハイス会談中ロイド・ジョージは制裁手段の拒絶を慫慂したバーンズ、アスキス、ロバート・セシル連署の書面を受け取り、更に財界の有力者も委員を派して同様の意見を開陳した。もつともハイス会談でフランス側の提示したルール占領案は、同国内にも反対するものが少なくはなかった。ある論者はルール占領により獲得し得る収入は年額二

十億マルクを超えることなく、これに占領の経費および連合諸国の反対から生じる無形の損失を加算するときは、到底実際的方法とは認められないと主張した。しかしドイツ人の心理を了解すと称するフランス人は軍事占領をもって威脅するほか、ドイツ人の承諾を求め得る道なく、これを脅迫の具とすることがこれを実施するよりも一層有効であるとするものが多かった。

フランスの制裁手段が一九二二年以来、更に支払い担保差押えの形となって現われてきたことは後に説明する通りである。

三 ドイツの支払い猶予請求

ドイツの現金賠償支払いが早晚行き詰まるべきことは、ロンドン支払い計画決定の当時すでに予見されたところである。しかし政治家の政略は専門家の客観的考察以外の各種の勢力に左右され、ついに五月五日の支払い計画をもって千三百二十億金マルクの年賦支払いを決定したことは前に述べた通りである。そしてドイツは一九二一年八月、第一回の賠償金十億マルクを支払い、同十一月に不確定年金の第一回を支払い得たが、一九二二年の一月および二月分の支払い資金はその調達に多くの困難あるべきことを予想させた。

ロンドン会議によりその権限を拡張された保障委員会はいわゆる担保制度の適用により、いかにして次回の支払いを確保すべきかを研究するため、九月二十三日ベルリンに向かって出発した。

同委員会はドイツが一九二二年一月の支払いを完了することの到底不可能であることを知り、帰来その報告書に暗に来年一月の支払いはいこれを猶予するほかなき意を洩らした。保障委員会はベルリン政府の努力と前記ドイツの財政状態とに鑑み、まず十一月十五日期限の支払い（不確定年金二億五千五百万マルク）を十二月一日に延期することに同意した。

ドイツ政府は賠償資金調達のため実業家との交渉を継続したが、後者の要求が過大で容易に纏まらない。ハーヴェン

スタイン、スチンネス、ラーテナウ等はイギリス財界の援助を求めため相ついでロンドンに赴いた。不幸にしてロンドン財界との交渉ならびにニューヨークにおけるベルグマンの奔走はともに失敗に終わった。そこで一九二一年十二月十四日賠償委員会に対し、来るべき一月および二月の支払いとして一億五千万または二億マルク以上を調達し得ない旨を通告し、残余の支払いに対して猶予を求め、同時にその後の支払いについても到底履行の見込みのないことを洩らした。

カンヌ会議

かくの如き状況のもとに連合国政府は平和条約第二二三条第四項の規定に従い、ドイツの不払いに関する善後策考究のため協議する必要に迫られたが、ドイツに対し支払い猶予を与えるためにはなお先決問題の議定すべきものが存していた。

英米の世論は数カ月以来、新聞その他の宣伝によりいづれも経済界の沈滞はドイツの賠償負担の過重であるのに基因するとなし、ドイツに支払い猶予を許すことに賛成の意を表した。ところがフランス側のいう如く、法理論に従えば条約第二二三条の適用により支払い猶予を認めるには二個の条件を必要とする。第一は、ドイツ内債の償還および利払いのためにする費用を賠償に振り当てること、第二にはドイツの財政上の負担が賠償委員会に代表者を有する国のある一国と同様の程度に重いこと、すなわちこれである（第二付属書第十二項）。しかるにドイツは右条件のいずれにも該当してはいないとフランス人は主張した。しかしフランス政府はかくの如き条約上の解釈を固執しても、事実ドイツは通常の財源から支払いをなし得ないことが明白であるから、問題の実際の解決案を得ることに焦慮し、ドイツに対して支払い猶予を認めると同時に、適当の条件を付けて有利な保障を取り付けるという方針に出た。これが十二月におけるロンドン会議およびカンヌ会議の主たる題目であったのである。明けて一九二二年一月六日、カンヌに最高会議が開催され、ラーテナウを主席とするドイツ代表一行も一月十一日にカンヌに到着した。ラーテナウはドイツの国状を訴えて賠償支払い能力の不足を説き、各国代表を傾聴せしめたが、時あだかも十二日、ブリアン内閣崩壊して宰相ポアンカレこれ

に代わるに及んで、フランスの態度は俄かに強硬となった。すなわち最高会議はその決議能力を失って、ドイツの支払い猶予の動機に関する決定を賠償委員会に委任するに至ったのである。ここにおいて委員会は翌十三日に至って、一月十五日および二月十五日満期の現金支払いに対する仮猶予を認めた。

四 ポアンカレーの賠償政策

ドイツ財政の監督

一九二二年一月ポアンカレー内閣出現の動機は、ブリアンの妥協政策に対する右党の反動である。故に議会および国民に満足を与えるためには、再び賠償問題をロンドン支払い計画書成立の当時引き戻し、フランスの権利擁護に努めなければならなかった。しかし最高会議および国際会議の従来経過は列国の妥協互譲によって終結し、その結果フランスの議会は最高会議が常に同国の利益を犠牲として連合国間の妥協点を発見したという感じを懷いたばかりでなく、賠償問題の当面の権限機関は賠償委員会であるという主張に基づき、ポアンカレーは最高会議によって国際問題を解決する考案を斥け、ドイツのモラトリアム請求に対してはまず賠償委員会においてこれが決定をなすべきものであるとし、最高会議の専断に任すべきものではないことを声明した。ポアンカレーはその政綱の発表に際し（二月十九日）、賠償問題に言及して左の如くいった。

吾人は列国とともに締結した条約を尊重し、吾人が当然受け取るべき権利ある支払いを要求する。ドイツは支払い不能を唱えながらその輸出貿易および海外企業を奨励し、その商事会社は多大の配当をなし国内製造業は繁栄し、その経済力はますます発展している。ドイツ政府は破産に瀕しているが、国民は富んでいる。しかして国家の負債を保証するものは、同国民の資産および収入であることを忘れてはならない。ドイツがもしその支払いの義務を怠るときは、吾人はまずドイツの予算、兌換券発行ならびにその輸出貿易に対し厳格にして有効な監督方法をとらなければならない。

前記の方針に基づき同年一月以降、賠償委員会はドイツのモラトリウム問題に関し討議を続け、三月下旬に至り大体前項ロンドン案およびカンヌの草案を骨子とする左記の条件をもってドイツに支払い猶予を認め、一九二二年度内に支払うべき確定年賦金を七億二千万金マルク（うち一月以降の分二億八千万マルクを控除す）と決定した。

銀行家会議の召集

賠償委員会は一九二二年三月十一日の大蔵大臣会議の希望に基づき、金融業者から成る専門委員会をしてドイツ賠償問題の実際の解決を研究させるという議があり、アメリカのモルガンおよびオランダのバイセリングを参加させて、一九二二年五月二十四日から六月十日に至るまでパリに会議を開き、主としていかなる条件の下に賠償支払いのためにする外債を募集し得るかの問題につき具体的意見を徴し、特に（一）前記外債の条件および近き将来（今後二カ年間）募集し得べき金額、（二）また公債応募者に対し賠償の将来の利益を不当に毀損することなく提供し得べき担保、（三）公債の利払いに充つべき収入およびその他の財産に対する監督および管理方法、ならびにドイツ政府と公債応募者と賠償委員会との関係につきその意見を求めた。

この委員会はそれ自身において単なる専門的諮詢の機関であるにとどまり、何等決定的権限を有するものでなかったけれども、連合国が条約の実施に際し、政治的考量を避けて、専ら経済財政の技術的方面から賠償問題の解決を図らんとする第一の試みとして注目を惹いたばかりでなく、アメリカおよびオランダの有力な銀行家を包含する点において、本委員会の開会当時緊張していたドイツ対連合国の関係を緩和するに効果あるべしと期待された。

元来ドイツ賠償債権を引当てとして、連合国が世界市場に公債を募集することのあるべきは、対独平和条約の予想するところである、しかし戦争直後の金融市場の状況ならびにアメリカの条約批准拒絶、ヨーロッパの不安定な状態は、この種の企てを全く不可能ならしめた。しかるに欧米諸国を通じ事業の沈滞に苦しんでいる実業家側は、漸次欧洲復興のためには賠償問題の解決が緊要不可欠のものであることを悟り、ドイツのマルクを安定しかつ欧洲の事業界に小康を得んことを希望するものが多く、同時にフランスではむしろ財政上の見地すなわち財源を発見するの急務に迫られ、多

少の犠牲を払うも国際公債によって資金の融通を得んとする希望はますます熾烈となるに至った。

銀行家委員会は六月十日その報告書を公表し、その一節に述べて曰く「英米両国の金融業者は賠償問題の徹底的解決のためにする外債でなければこれを引き受ける意向なく、また賠償低減に反対するフランスの意向は人氣に悪影響を及ぼしたから、外債募集の時期は目下到来したものと考えられない」と。銀行家委員会は進んで外債募集の先決要件は、(一) ドイツ財政の整調、(二) 現在賠償問題の不安定な状況を一掃するにあるといい、更にアメリカ金融業者は連合諸国一致の意見により外債の応募を求められた場合には、これを好意的に考慮すべきことを述べ、連合国間債務決済問題は銀行家委員会の権限に属してはいないが、本問題の解決が連合側の意見の一致を容易ならしめ、ひいて賠償のためにする外債の募集を促進すべきことを疑わないと説明した。しかしして右公表書は中立国の多数がドイツ・マルクの崩落に困難を感じつつあることに言及しているのに徴し、外債の一部をドイツ・マルクの安定に使用する意向であることを推測し得たのである。

かように銀行家委員会の事業は所期の目的を達することはできなかったけれども、もし連合国債務決済の問題が解決の端緒を得れば、フランスは賠償の減額を承認すると同時に、国際公債発行の問題を提起するだろうと推測された。この報告は他日ドーズ案を生む機縁となったものである。

五 ルール占領事件

パリ会議決裂

一九二二年十月十九日、イギリスにおいては近東政策に失敗して倒れたロイド・ジョージ内閣に代わって、新たに保守党のボナー・ローが内閣を組織した。彼の主催する英仏伊白の首相会議がロンドンにおいて開催されたとき、十二月九日ドイツのクノー首相は書翰をもってボナー・ローへ新案を訴えたが、これは殆んど討論なくしてポアンカレーによって一蹴され、会議は翌年一月二日再開することとなって休会した。

かくていよいよ一九二三年一月二日、賠償問題に関する第二十七回目の會議たるパリ會議がポアンカレ司会のもとに開催された。参加国たる英仏伊白の四国は、ベルギーを除いてそれぞれ新賠償試案を提出した。しかるにイギリス案とフランス案との間には当初から大なる開きがあり、ついにボナー・ローとポアンカレとの正面衝突を惹起するに至った。

イギリス案はさきの専門家の報告と多くの共通点をもっていた。すなわち賠償と戦債との同時的決定を望み、ドイツの負担総額の決定的減額を主張し、新債券の全利子の四十年間の猶予、ドイツ財政の監督委員会設置等を規定していた。これに対してフランス案は、さきのロンドン賠償案に規定する賠償総額からの減額を拒絶した。またモラトリウムについては、現金支払いに關してのみ二カ年を限度として許容し、かつ嚴重な賠償保障を要求した。

ポアンカレはイギリス案をもつてヴェルサイユ条約の違反であると攻撃し、もしドイツが債務総額を即時に支払うとすれば、僅かに二百七十億金マルクに過ぎない。そうだとすればフランスの賠償受取り分は自己の對外債務にすら及ばず、フランスの戦争荒地復興は不可能に陥ると非難した。これに対してボナー・ローは、フランス案をもつてドイツの信用を完全に破壊し、賠償を全く不可能に陥らしめるものであると攻撃した。ことに事実上最初から十五億金マルクの支払いを要求するフランス案は、何等モラトリアムの効果を有しないと非難した。ここにおいて両者の立場は妥協の余地を失い、會議は僅か三日間にして一月四日、完全に決裂するに至った。

フランス出兵す

ポアンカレは一月十一日議會においてパリ賠償會議の経過およびルール占領に關する声明をなし、下院は七十二に對する四百五十二という大多數をもつて政府の政策を是認した。これと同時にフランス軍の歩兵二個師団および騎兵一個師団は十一日午前にエッセン方面に出動し、ベルギーの騎兵一個旅団もこれに隨行した。

仏白兩國が何故にルールの占領を決行したかについては多少の説明を必要とする。思うにドイツをして賠償金を払わせるためには、国境に近接した地方においてドイツに圧力を加える必要がある。そしてその圧力を最も重要な地点に向

かつて集中することが肝心であるという思想がルール占領政策の根底である。ここにもまたドイツの善意に信頼しようというイギリスと、ドイツをもつて悪意の債務者なりと断定するフランスとの間に、意見の差違あることが明瞭に現われている。

フランスの一部には、ドイツに対する圧迫のためフランクフルト地方を占領し、マイン河に沿ってドイツを南北に両断することを主張したのもあった。しかしかくの如きドイツ分断政策は今日において空論であるとの説が高く、結局下の如き理由によってルールを占領することに決定した。第一はドイツの石炭およびコークスはその大部分をルールから産出し、従つてその副産物としてのドイツの化学工業製品はもちろん、鉄および鋼鉄も多量にこの地から供給される。換言すればルールはドイツの大動脈である。第二にドイツの産業の中枢機関はルールにある。すなわちドイツの石炭およびコークスを配給する脳髓として活動する石炭シンジケートがエッセンにあるのをはじめとし、チッセン、キルドルフ、スチンネス、スツーム、オットー・ウォルフ、クルップその他多数の大企業家はみなこの地方に本部を有し、ドイツ国内はもとよりイタリア、スペイン、南米その他に号令していることは、ルールの占領をして目的達成のために一層有効ならしめるものである。

仏白両国は一月十一日、兵をエッセンに進め、次いで十五日にはボフームおよびドルトムンドを占領し、石炭と製鉄業の八割を支配し得る地域を押えたが、占領の効果の思わしくないため、更にライン右岸におけるケール橋頭の占領区域を拡大し、また三月三日にはマンハイム、カルルスルーエおよびダルムスタットの三市をも占領した。

しかし後に述べる如く、ドイツの組織的抵抗のために、仏白軍は予期の如くルールの開発を行なつて経済的に占領の目的を達することはできなかった。その原因としては、久しく計画されたルール占領開発案が当初極めて不完全であつたことを指摘しなければならない。ポアンカレ自身も英仏協商の決裂に未練を残して、ルール占領の決行には終始三分の遲疑逡巡を免れなかった。更にフランス側は占領決行の初めにおいては、英米の世論を緩和するために極力武力行使を避けることに努力した。多少ともその占領の有効となつたのは、賠償委員会がドイツに一般的支払い不履行ありとの決議をした一月二十六日以降であつた。